

【参考資料】

湯河原町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改
正する条例新旧対照条文

○湯河原町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正（第1条関係）

現 行	改 正 後	備 考
<p>(期末手当の額及び支給方法)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(前項後段に規定する者にあっては辞職し、又は死亡した日現在)において受けるべき議員報酬の月額並びにこの月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に<u>100分の230</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) (略) (4) (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>(期末手当の額及び支給方法)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(前項後段に規定する者にあっては辞職し、又は死亡した日現在)において受けるべき議員報酬の月額並びにこの月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に<u>100分の235</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) (略) (4) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。(略)</p>	

【参考資料】

○湯河原町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正（第2条関係）

現 行	改 正 後	備 考
<p>(期末手当の額及び支給方法)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(前項後段に規定する者にあっては辞職し、又は死亡した日現在)において受けるべき議員報酬の月額並びにこの月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に<u>100分の235</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) (略) (4) (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>(期末手当の額及び支給方法)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(前項後段に規定する者にあっては辞職し、又は死亡した日現在)において受けるべき議員報酬の月額並びにこの月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に<u>100分の232.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) (略) (4) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。</p>	